

フィンランドの教育制度

フィンランドの社会背景

フィンランドは欧州諸国の中で最も遅く、そして急速に(ポスト)産業化した国のひとつである。産業化の遅れたプロセスと最近数十年間のサービス部門の力強い成長は社会全体の構造変化を急激に押し進めている。

フィンランドの福祉政策は、他の北欧諸国に比べてとても若い。欧州諸国の福祉国家を分類するならば、イギリスをはじめとする自由主義モデル、ドイツやフランスをはじめとするコーポラティブ・モデル、スウェーデンをはじめとする社会民主主義モデル、ギリシャやアイルランドをはじめとする周縁(peripheral)モデルのうち、第 3 に分類される社会民主主義モデルになるだろう。

フィンランドの福祉国家の歴史が短いといっても、社会改革の歴史はより長いといえるだろう。強力な中央集権体制はフィンランドの文化の特色である。強い国家と弱い市民社会という関係は、1809 年までのスウェーデン王家による支配、そしてそれに続く 1917 年までの帝政ロシアによる支配という歴史にルーツをもつ伝統に影響されている。

社会改革は今までも、そして現在も、国家権力と聖職者による計画、国家の法令を通じた厳しい統制は中央集権的な権威を通じて実施されている。

しかしながら、1990 年代に入ると、フィンランドは歴史的な不況に見舞われた。国家の失敗の主要な理由は、「カジノ経済」とも呼ばれた為替の自由化政策と、ソヴィエト連邦との貿易関係の崩壊であった。この時期の失業率は 20 パーセント近く、若者の失業率は 27 パーセントにまで達した。

1990 年代の歴史的な不況に対して、政府は規制緩和と地方分権化による構造改革を推進した。これにより、教育予算は地方に移され、規範による統制から目標による統制へと管理メカニズムを変更した。

欧州諸国のグローバル化に漏れず、フィンランドにも多くのマイノリティ集団が存在する。スウェーデン語を話すマイノリティは全人口の約 5 パーセントを占める。彼らは社会的には上位層であるため、古くから彼らの生活を保持することができていた。そのほかのマイノリティたちサーメ族(約 6500 人)、ジプシー(約 6000 人)は 1980 年代に生存に関わる基本的権利を授けられるようになって、ようやく生活が安定化に向かっていった。西欧諸国の中で、移民率は最低水準(0.5 パーセント)を維持しており、ソビエト連邦が崩壊しても 1 パーセント程度に留まっている。スウェーデン(7 パーセント)戸の比較で考えるならば、その違いが歴然と理解できるだろう。

教育制度の概要

フィンランドの義務教育は 7 歳から 16 歳までの 9 年間である。また、6 歳児のほとんどが任意・無料の就学前教育を受けている。義務教育を卒業すると、標準年限 3 年の普通科高校か職業訓練校への入学が認められる。さらに、それらの中等教育機関を卒業すると、3

年制の大学かポリテクニクに進学することができる。大学院は 2 年生の修士課程と 3 年以上の就業経験を必要とするポリテクニクの修士課程がある。大学院博士課程を含め、すべての学校教育は無料で提供されている。(イルメリ先生発表原稿の図を参照)

教育費の公的支出は 1995 年以降増え続けており、2004 年には 1995 年の約 1.5 倍にあたる 97 億ユーロとなっている。これは、対 GDP 比で約 6.5 パーセントである。

学校教育を担当する中央官庁は教育省であり、教育制度全般の政策決定を行っている。教育省には、国立教育庁、教育評価カウンスル、国際モビリティ・センターなどの専門機関があり、それぞれの担当分野で独立して業務を行っている。政府は 4 年ごとに開発プランを策定し、教育と研究の国家戦略を示している。

地方自治体は就学前学校と基礎教育を提供する法的義務が課せられている。また、後期中等教育も扱っている。これらの校種の公立学校の教員は、地方自治体によって雇用されている。

学校教育の管理は教育省によって、法的、財政的、情報に基づくガイダンス、許認可政策などを通じて統制されている。規則は法律、政令、国のコア・カリキュラムと質に対する要求基準、その他のルールや制限によって定められている。教育全般に関する基礎的な法律は、基礎教育法とその政令、普通科後期中等教育法とその政令、芸術における基礎教育法とその政令が挙げられる。教育内容、授業時数、国のコア・カリキュラムは国立教育庁によって定められている。

教師教育について

基礎学校 1 年生から 6 年生までの学級担任(クラス・ティーチャー)はすべての教科を教える。彼らは就学前学校や朝や午後のカリキュラム外の活動を指導することもある。学級担任になろうとする学生の専攻は教育科学で、学位を取得するには 300 単位分の履修が必要である。学級担任になろうとする学生は教科担任の資格のための勉強をすることもできる。

基礎学校 7 年生から 9 年生と後期中等教育、職業訓練校、成人教育における教科担任になろうとする学生は修士号の学位が求められ、専門の教科で 300 から 350 単位を履修する必要がある。これらの主専攻、あるいは副専攻の学修に加えて、教師になるための教科として、教育実習を含む教授学の単位が最低 60 単位必要である。

大学では特別支援教育の教師やガイダンス・カウンセラーを目指す学生のための教育も提供している。ガイダンス・カウンセラーは主に基礎学校の 7 から 9 年生と後期中等教育学校、職業訓練校で働いている。

フィンランドでは 11 の大学で教師教育が提供されている。そのうちのひとつはスウェーデン語による教授を行う教師のための養成課程である。ユバスキュラ大学の教員養成は、これらの大学の中で最も古い機関であり、附属学校の設置も同様に最古である。この歴史と伝統から、フィンランドの教員養成機関の中でも拠点的な立場にあるといえる。

教師の現職教育は雇用主の責任であり、通常は地方自治体がその責任を負っている。地方自治体は毎年 3 日以上研修を提供することが義務付けられている。これに加え、最近では中央政府が ICT(情報通信技術)に関する研修を提供している。また、他のテーマとしては、カウンセリングとガイダンス、特別支援教育の開発、カリキュラム開発、仮想教授とメディア教育、数学と自然科学、言語、職業教育と訓練の開発などが挙げられる。継続教育は教師にとっては任意である。また、研修は無料で提供され、研修に参加している時間の給与は全額支払われることになっている。

OAJ はすべての教師のための労働組合。学級担任のための比較的小規模な教員グループもある。ほとんどの教師が組合に加入しており、強い影響力をもっている。組合も現職教育を提供している。失業した際には、失業手当が組合から支給される。また、教育実習生のための組合もある。

基礎教育の概要

義務教育は 7 歳から始められる。基礎教育は 9 年間を通じてすべての生徒に対して無料で提供される。基礎学校を卒業すると、義務教育を修了したことになるが、それによって特別な証明が与えられるということはない。しかし、卒業証明は後期中等教育のすべての校種への入学の資格になる。

登校日は年間 190 日で、年度は 8 月中旬に始まり 6 月上旬に終わる。夏休みは 2 ヶ月以上ある。一日の授業時数は、基礎学校では最高 5 時限まで、それ以降は最高 7 時限までと定められている。これは、一週間あたり 19 から 30 時限という計算になる。

教授に用いられる言語はほとんどがフィンランド語かスウェーデン語であるが、サーメ語、ローマ語、あるいは手話(サイン・ラングエッジ)も使われている。生徒の学習を妨げない範囲において、外国語も用いられる場合がある。ラップランドに住むサーメ族の生徒で、サーメ語を話す家庭にある生徒は、サーメ語による基礎教育を受ける権利がある。また、聴覚に障害を持つ生徒は、必要であれば手話で教わることができる。

フィンランドの基礎教育の質は統計的には非常に優れている。1995 年には 77 人の生徒しかドロップ・アウトしておらず、義務教育を修了できなかった生徒はほんのわずかしかない。

1996 年には、55 パーセントの生徒が義務教育終了後に普通科の後期中等教育学校に進学し、34 パーセントの生徒が職業訓練校へ進学した。また、7 パーセントの生徒はすぐには進学しないという選択をしている。

OECD が各国の 15 歳の生徒を対象に行った国際学力調査(PISA)では、フィンランドの生徒の成績がトップであった。また、生徒間、学校間、学校内での成績差が比較的少ないということも示された。この成功の背景にはいくつもの要因が考えられるが、政府の報告書では以下の点を特に挙げている。まず、フィンランドの教育制度は、社会的な立場やジェンダー、倫理的背景に関わらず、子どもたちと若者たちに平等な基礎教育を保障しているという点である。また、教師教育は高い質の教授を保証しているという点も挙げられている。教育の責任を地方に任せることにより、子どもたちや彼らの家庭により近づくことが

できているという点も指摘されている。

教育改革の動向

フィンランドの教育改革は、新自由主義的な市場原理の強調と EU 加盟に特徴付けられる。この 2 つの側面は、新しい政府の傾向として、エリート主義による政策運営という特徴がある。

北欧諸国の社会民主主義モデルの福祉国家は強い国家の役割によって支えられている低い失業率、ユニバーサルな社会政策が特徴であるが、EU の市場運営に従って、女性の進出による労働市場への高い参加度などとの鋭い衝突が見られる。右派連合政権の「ブルー・ブラック」あるいは「レインボー政府」政策は、緑の党と左党を内閣に招くことによってスムーズになっている。

学校選択に関する規定は教育法に触れられていなかったにも関わらず、1994 年には都市部での選択制導入が始められていた。首都ヘルシンキを筆頭に、現在ではほとんどの大都市が居住地区を基本とする生徒の学校選択制を導入している。1998 年の基礎教育に関する政令では、「生徒は指定された学校以外に行くことを要求することができる」という文言が初めて記されたが、学校選択という語の使用は避けられた。しかし、その後の 1999 年の国会への提案の中で学校選択という用語が用いられている。

<参考文献>

Graham Vulliamy, Maija-Liisa Nikki, *The Comparative Context for Educational Reform in England and Finland*, Paper presented at the BERA97 symposium on A Comparative Analysis of Curriculum Change in England and Finland Primary Schools: the York-Finish Project, 1997.

Hannu Simola, Risto Rinne & Joel Kivirauma, *National Changes in Education and Educational Governance –An outline for the draft of the Finnish case*, <http://www.starfsfolk.khi.is/>, 2006-07-06.

Ministry of Education, *Education and Science in Finland*, Ministry of Education publication 2006:15, 2006.

Piia Hirvenoja, *Education Policy Change and School Choice in Europe from the Scandinavian Perspective*, Paper presented at the European Conference on Educational Research, Lahti, Finland 22-25 September 1999, 1999.

Piia Hirvenoja, *Families in the 'Public-markets': School choice in the comprehensive school*, Paper presented at the European Conference on Educational Research, Edinburgh, 20-23 September 2000, 2000.

Rosemary Webb, Graham Vulliamy, Kirsti Häkkinen, Seppo Hämäläinen, Eija Kimonen, Raimo Nevalainen, Maija-Liisa Nikki, *A Comparative Analysis of the Management of Curriculum Change in England and Finland*, Paper presented at the British Educational Research Association Annual Conference (September 11-14 1997: University of York), 1997.

Legislation over basic education 28 § 628/1998.

Education legislation 1999, pp. 223-223

(東京大学大学院・林 寛平)